

# 公益財団法人 AFS 日本協会

## 札幌支部細則

### (目的)

第1条 本細則は、公益財団法人 AFS 日本協会札幌支部規約に基づき、支部会員の入退会の手続を定めるとともに、会費額の区分及び納入方法等義務について明示し、もって適正な管理を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 支部組織規程において定めた定義は、本規約において同一の意味を有するものとする。

### (支部会員)

第3条 支部組織規程第19条に基づき、支部会員となるべく意思表示した個人及び団体又は法人は、支部長がこれを認めたくえで支部会員とする。

2 前項の会員はいつでも申告によって退会できる。

3 前1項の個人は第4条に定める支部会費額を支払うものとする。

4 札幌支部規約第10条に定める支部会員の権利は、第4条第2項の会費額に関わらず、個人において同一とする。

### (支部会費額)

第4条 支部会員の会費は年額とする。

2 会費額は次の各号の区分とし、別表に定める額とする。

(1) 個人会員会費額 本項第2号第3号を除く者の会費額

(2) 家族会員会費額 生計を一にする支部会員のうちから1名が代表し支払う会費額

(3) 学生会員会費額 学校教育法等における就学者の会費額  
(会計担当者代理)

第5条 支部には、支部規約第6条に定める会計担当者1名のほか、主に支部組織規程第29条第1項第2号に関し担当する会計担当者代理1名を置く。

2 前項の会計担当者代理には会計担当者への規定を準用する。  
(変更等)

第6条 本細則は、支部総会の決議により廃止又は変更することができる。

### 附則

本細則は、平成23年7月1日から施行する。

公益財団法人 AFS 日本協会札幌支部細則 別表		
個人会費額	年額	4,000 円
家族会費額	年額	6,000 円
学生会費額	年額	2,000 円

